

委託契約事務の取扱に関する機構達

平成 15 年 10 月 1 日

平成 15 年度機構達第 8 号

- 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日平成 16 年度機構達第 3 号
- 一部改正 平成 16 年 7 月 1 日平成 16 年度機構達第 11 号
- 一部改正 平成 18 年 7 月 20 日平成 18 年度機構達第 5 号
- 一部改正 平成 19 年 3 月 30 日平成 18 年度機構達第 22 号
- 一部改正 平成 20 年 2 月 1 日平成 19 年度機構達第 19 号
- 一部改正 平成 21 年 3 月 6 日平成 20 年度機構達第 31 号
- 一部改正 平成 22 年 3 月 23 日平成 21 年度機構達第 26 号
- 一部改正 平成 25 年 3 月 31 日平成 24 年度機構達第 15 号
- 一部改正 平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度機構達第 42 号
- 一部改正 平成 28 年 3 月 31 日平成 27 年度機構達第 13 号
- 一部改正 平成 30 年 3 月 30 日平成 29 年度機構達第 7 号
- 一部改正 2019 年 4 月 30 日 2019 年度機構達第 2 号
- 一部改正 2020 年 9 月 30 日 2020 年度機構達第 10 号
- 一部改正 2021 年 3 月 31 日 2020 年度機構達第 35 号
- 一部改正 2021 年 9 月 30 日 2021 年度機構達第 6 号
- 一部改正 2024 年 3 月 31 日 2023 年度機構達第 20 号
- 一部改正 2024 年 6 月 30 日 2024 年度機構達第 24 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この機構達は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構会計規程（平成 15 年度規程第 7 号）第 65 条の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の業務委託契約に関する手続を定め、業務委託契約に関する事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この機構達は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）第 3 章第 1 節、第 2 節及び第 4 節に規定する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結する場合に適用する。

(機密の保持)

第 3 条 契約業務を行う者は、業務上の機密が他にもれないよう常に留意しなければならない。

(適正な契約)

第 4 条 契約担当職及び契約担当職代理（以下「契約担当職等」という。）は、契約手続を公

正かつ厳格に行わなければならない。

- 2 契約担当職等は、物価の動向、需給の状況、取引実績及び取引先者の信用状態等について調査し、資料を収集・整備しておかなければならない。

第2章 契約手続の開始及び競争参加者等

(実施伺い)

第5条 契約を担当する部等（以下「契約担当部」という。）は、その契約に係る業務の目的、内容、期間、委託を必要とする理由、実行予算額、仕様書等について所要の決裁を受けるものとする。

(競争参加者の制限)

第6条 契約担当職等は、第8条第1項の公募にあたり、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後別に定めるところにより、公募に参加させないことができる。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に委託業務を粗雑にし、又は不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な事由がなくて、契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(共同企業体)

第7条 契約担当職等は、適当と認められる場合において、共同企業体を競争参加者とすることができる。

第3章 公募

(受託希望者の公募)

第8条 契約担当職等は、公正かつ適切に委託予定先を選考するため、原則として受託を希望する者（以下「受託希望者」という。）の公募を行うものとする。

- 2 前項の公募は、機構のホームページその他適切な手段により行うものとする。
- 3 契約担当職等は、受託希望者に対し、当該委託業務の内容を周知させるための説明会を開催するものとする。ただし、2千万円を超えない業務委託であって、説明会において説明すべき内容が前項の公募によって明らかになっているときは、説明会の開催を省略することができる。
- 4 第1項の公募の期間は、30日以上とする。ただし、2千万円を超えない業務委託の場合は、

14日間以上の期間の範囲内で短縮することができる。

5 急を要する業務委託の場合においては、前項の規定にかかわらず5日間以上の期間の範囲内でその期間を短縮することができる。

(公募の期間を短縮する場合の事務処理)

第8条の2 前条第5項により公募の期間を短縮する場合においては、契約担当部は、第5条の決裁を受けるとき、急を要する業務委託を行う理由を付して決裁を受けるものとする。

(審査書類の提出)

第9条 契約担当職等は、受託希望者に対し、委託予定先を選考するために提案書その他必要な書類を提出させるものとする。

(審査)

第10条 契約担当職等は、前条により受託希望者が提出した書類を審査し、委託予定先を選定するものとする。

2 前項の委託予定先の選定において、実行予算額が2千万円を超える委託予定先の選定にあつては、別に定める契約・助成審査委員会における審議を経るものとする。ただし、その契約に係る業務がプロジェクト基本計画等に基づき複数年度にわたり実施されるものであつて、その契約完了後において引き続き同一の相手方と契約するとき（業務の内容又は実施方法等の重要な変更があるときを除く。）は、契約・助成審査委員会の審議を省略し、所定の文書決裁をもって委託予定先を選定できる。

3 契約担当職等は、第1項の規定により委託予定先を選定した場合には、その結果を受託希望者に通知するものとする。

第4章 契約の締結

(実施計画書又は見積書の提出依頼)

第11条 契約担当職等は、委託予定先に対し、実施計画書の提出を依頼するものとする。

2 前項の依頼は、別に定める依頼書に必要な書類を添付し、提出期限を定めて行うものとする。

(契約の決定)

第12条 契約担当部は、契約を締結しようとするときは、所要の決裁を受けるものとする。

(契約の締結)

第13条 契約担当職等は、前条の決裁を受けた契約内容に基づき、契約を締結するものとする。

第5章 公募によらない場合の適用基準等

(公募によらない場合の適用基準)

第14条 第8条第1項の規定にかかわらず、委託しようとする業務が次の各号の一に該当する

場合は、公募によらないことができる。

- 一 機構から委託を受けて既に実施した業務と密接に関連しているとき（国からの委託を実施してきた場合を含む。）
- 二 業務の性格又は内容から公募することが適当でないとき。
- 三 緊急に業務委託を行う必要があるとき。

（公募によらない場合の事務処理）

第 15 条 前条第 1 号に該当する場合は、委託予定先の選考に際し、既に委託を行った業務に係る実績及び遂行能力等を勘案するものとする。

2 契約担当部は、前条各号に該当する場合は、第 5 条の決裁を受けるとき、公募することが適当でない理由又は緊急に業務委託を行う理由並びに委託予定先に係る特命理由を付して決裁を受けるものとする。

3 第 5 条から第 7 条及び第 9 条から第 13 条の規定は、公募によらない場合の事務処理について準用する。

第 6 章 支払条件

（支払原則）

第 16 条 契約金額の支払は、検査後払を原則とする。

（前払）

第 17 条 前条の規定にかかわらず、契約内容が次の各号の一に該当する場合には、契約金額の一部を前払することができる。

- 一 契約金額が多額で、かつ履行期間が長期にわたるとき。
- 二 前払することによって有利に契約することができるとき。
- 三 その他特別の事由により前払を必要とするとき。

（概算払）

第 18 条 第 16 条の規定にかかわらず、必要があると認められる場合は、概算払することができる。

第 7 章 監督及び検査

（契約履行状況の把握）

第 19 条 契約担当職等は、契約の適正な履行が確保されるよう、その履行状況を把握しておかなければならない。

（監督）

第 20 条 契約担当職等は、契約担当部の長又はそれに準ずる職員を契約に係る監督者として選任し、契約を締結した場合には、当該契約の適正な履行を確保するために必要な監督を行わせるものとする。

(検査)

第 21 条 契約担当職等は、契約の相手方が実施した業務を検査するための検査員を置き、履行の完了の確認（履行の完了前に行う履行状況の確認を含む。）のために必要な検査を行わせるものとする。

2 前項に規定する検査は、契約書及び仕様書その他関係書類に基づいて行うものとする。

3 契約担当職等は、検査に合格したと認める場合（但し、履行の完了前に行う履行状況の確認の場合は除く。）は、遅滞なく、その旨を契約の相手方に通知するものとする。

(監督及び検査の委託等)

第 22 条 契約担当職等は、特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の事由により機構において第 20 条に定める監督者による監督又は第 21 条に定める検査員による検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる場合には、他にこれを委託し、又は専門的な知識若しくは技能を有する者（以下「外部有識者」という。）に助言等を依頼することができる。

2 外部有識者に対する謝金及び旅費の支給については、別に定めるものとする。

3 契約担当職等は、第 1 項の規定により外部有識者に助言等を依頼する場合には、職務において知ることができた秘密を漏らさないことを誓約する旨の承諾書を、別に定める様式により外部有識者に提出させるものとする。

(検査調書の作成)

第 23 条 第 21 条で定める検査員は、検査を完了した場合には、様式第 1 又は様式第 2 に定める検査調書を作成しなければならない。

2 契約担当職等は、前条により検査を委託して行われた場合においては、当該検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した様式第 1 又は様式第 2 に定める検査調書を第 21 条に定める検査員に作成させるものとする。

(支払手続き)

第 24 条 契約担当部は、前条の検査調書及び契約の相手方から提出された支払請求書を照合のうえ、適正と認められるものについて出納命令職に対して支払関係書類を提出するものとする。

(遅滞金)

第 25 条 契約担当職等は、契約の相手方の責に帰すべき事由により、履行期限までに契約の履行が完了しなかったときは、契約の相手方より契約金額（引渡しを受けた部分があるときは、その部分に相当する契約金額を除く。）について財務大臣が定める率以上の割合で計算した金額を遅滞金として徴収するものとする。ただし、遅滞の程度が軽微で、かつ、機構の業務に特に支障を生じないと認められるときは、遅滞金の金額を低減し、又は徴収を免除することができる。

2 天災その他の不可抗力、その他やむを得ない事由により、契約の相手方が履行期限までに

契約の履行が完了しないと認められる場合には、相当の期限を限り、履行期限を延長することができる。

第8章 契約の変更及び解除

(契約の変更)

第26条 契約担当職等は、契約締結後、契約内容の変更を必要と認めたときは、変更契約を締結するものとする。

2 第5条及び第11条から第15条までの規定は、変更契約を締結しようとする場合に準用する。

(契約の解除)

第27条 契約担当職等は、契約の相手方が、次の各号の一に該当する場合、又は機構の運営上、必要がある場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 契約の相手方の責に帰すべき事由により、履行期限までに契約の履行を完了する見込みがないと認めたとき。

二 契約の相手方が正当な事由なく、契約の履行に着手せず、又は契約の履行を放棄し若しくは中止したとき。

三 契約の相手方が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ったとき。

四 契約の相手方（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に指定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき。

五 前各号のほか、契約の相手方が契約に違反し、契約の目的を達することができないと認めたとき。

2 契約担当職等は、前各号の規定に基づき、契約を解除したときは、契約の相手方から契約金額の100分の10以上の違約金を徴収しなければならない。ただし、その必要がないと認められたときは、これを低減し、又は違約金を徴収しないことができる。

3 契約担当職等は、契約の相手方が第1項第3号及び第4号の規定に該当した場合は、契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、機構が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約の相手方から契約金額の100分の10以上の額を違約金として徴収しなければならない。

4 契約担当職等は、第1項各号の規定に基づき契約を解除した場合において、機構が著しい損害を受け、その額が違約金の額を超えるときは、その損害額を契約の相手方に請求しなければならない。

5 契約担当職等は、第1項に規定する機構の業務の運営上の必要から契約を解除したことにより契約の相手方に損害を与えたときは、契約の相手方との協議により、機構が相当と認め

る額を賠償することができる。

第9章 取得財産の処分

(取得財産の処分手続き)

第28条 資産管理に関する機構達（平成15年度機構達第10号、以下「資産管理機構達」という。）第4条に規定する管理総括箇所及び管理箇所は、契約の相手方が、受託業務を実施するために購入又は製造した資産のうち、取得価格が50万円以上かつ使用可能期間（耐用年数）が1年以上のもの（以下「取得財産」という。）については、資産管理機構達第2章第6節各条の規定に基づき、適切にこれを処分するものとする。

(有償譲渡手続き)

第29条 契約担当職等は、資産管理機構達第25条第2項に基づき、取得財産を契約の相手方等に有償譲渡する場合は、契約の相手方等との随意契約（以下「譲渡契約」という。）により、これを行うことができるものとする。

2 管理総括箇所は、取得財産の有償譲渡を行おうとするときは、所要の決裁を受けるものとする。

3 契約担当職等は、第1項に規定する譲渡契約に係る譲渡価格の算定を行わなければならない。ただし、予定価格を記載した書面の作成を省略することができるものとする。

4 取得財産の譲渡価格の算定方法、譲渡価格の通知及び取得財産の引き渡し等については、業務委託契約においてこれを定めるものとする。

第10章 雑則

(概算契約)

第30条 契約担当職等は、契約締結時において、契約金額の確定が困難であると認められる場合には、概算金額をもって契約することができる。

(準用)

第31条 第2条に定める契約以外であって、機構と機構以外の者との共同研究契約その他これらに類似する契約については、他に別段の定めがある場合を除き、その性質に反しない限りにおいて、この機構達を準用するものとする。

附 則

この機構達は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年度機構達第3号）

この機構達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度機構達第11号）

この機構達は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成 18 年度機構達第 5 号）

この機構達は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

附 則（平成 18 年度機構達第 22 号）

この機構達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年度機構達第 19 号）

この機構達は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年度機構達第 31 号）

この機構達は、平成 21 年 3 月 6 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年度機構達第 26 号）

この機構達は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 24 年度機構達第 15 号）

この機構達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度機構達第 42 号）

この機構達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度機構達第 13 号）

この機構達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年度機構達第 7 号）

この機構達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2019 年度機構達第 2 号）

この機構達は、2019 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（2020 年度機構達第 10 号）

この機構達は、2020 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（2020 年度機構達第 35 号）

この機構達は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2021 年度機構達第 6 号）

この機構達は、2021 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（2023 年度機構達第 20 号）

この機構達は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2024 年度機構達第 24 号）

この機構達は、2024 年 7 月 1 日から施行する。